

文京区都市マスタープラン見直し検討協議会設置要綱

2021文都都第236号 令和4年1月31日 区長決定

（設置）

第1条 文京区都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という。）の見直しを検討するに当たり、意見を聴取するため、文京区都市マスタープラン見直し検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 都市マスタープラン及び文京区の都市計画・まちづくりに関する現状の把握、分析及び課題の整理に関すること。
- (2) 都市マスタープランの見直しに係る範囲及び内容に関すること。
- (3) その他区長が特に必要があると認めたこと。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員21人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体の推薦による者 5人以内
- (3) 公募区民 5人以内
- (4) 区職員 6人以内

（任期等）

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から都市マスタープランの見直しに係る結果を公表する日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第3号に規定する公募区民の委員が欠けたときは、これを補充しない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、学識経験者の委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（意見聴取）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、都市マスタープランの見直しに係る結果を公表した日に、その効力を失う。